設　計　書

委託番号	
	第　　号

課長		副理事		課長補佐		主席主査		施設担当		

年　　度	令和 8 年度	作成年月日	
委　託　名	秋田市立飯島小学校枯松伐倒処理業務委託	委 託 概 要 枯松伐倒処理	
場　　所	秋田市飯島鼠田二丁目２番１号	伐倒運搬処分　　123本	
委託金額			
財源区分			
委託期間	契約締結日後の直近の平日　から 令和　9　年　3　月　5　日　まで		

本　業　務　委　託　内　訳　書

秋田市立飯島小学校枯松伐倒処理業務委託

費　目	工　種	種　別	細　目	数量	単位	単　価	金　額	摘　要
枯松伐採処分		幹周　30cm未満		17.0	本			
枯松伐採処分		幹周　30cm以上60cm未満		20.0	本			
枯松伐採処分		幹周　60cm以上90cm未満		16.0	本			
枯松伐採処分		幹周　90cm以上120cm未満		36.0	本			
枯松伐採処分		幹周　120cm以上150cm未満		13.0	本			
枯松伐採処分		幹周　150cm以上180cm未満		17.0	本			
枯松伐採処分		幹周　180cm以上210cm未満		4.0	本			
小　計								
諸経費				1.0	式			法定福利費含む
計								
消費税								
合計								

仕　　様　　書

1　名　　称　　秋田市立飯島小学校枯松伐倒処理業務委託

2　場　　所　　秋田市飯島鼠田二丁目２番１号

3　期　　間　　契約締結日後の直近の平日から令和９年３月５日まで

4　目　　的　　本業務は、松くい虫被害により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理等により、森林の環境や公益的な機能の向上を図ることを目的とする。

5　業務内容　　別紙「図面」に記載された枯松について伐倒および運搬処分を実施すること。

6　業務基本事項

(1) 本業務実施にあたり、受託者はあらかじめ担当者の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

(2) 伐倒処理については以下のとおり実施すること。

ア　伐倒方向に十分注意するとともに、できるだけ地際から伐採するものとする。

イ　伐倒木等は、小学校敷地内や道路周辺に放置しないものとし、併せて土砂の流出等が生じないよう十分に配慮するものとする。

7　業務完了報告

受託者は、本業務が完了したときは、下記成果品等を速やかに提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 業務実施箇所の全景写真（撮影困難な場合は数箇所多方面から撮影）

(3) 業務着手前および完成後の写真（原則同一構図）

8　その他

(1) 業務実施にあたり、作業範囲のほか小学校敷地内外の安全確保に努めること。

(2) 業務は、関係法令、条例ならびに秋田県が制定する「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施要領」および「同事業実施基準」に基づいて実施すること。

(3) 万が一事故が発生した場合は、担当者へ通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。
(4) その他の必要な事項は、担当者と協議すること。

令和８年度

施設の配置図	縮尺	１／１５００	学校名	飯島　小学校	調査番号	（都道府県）	（市町村）	（学校）	整理番号	117 － ①
						05	201	0121		

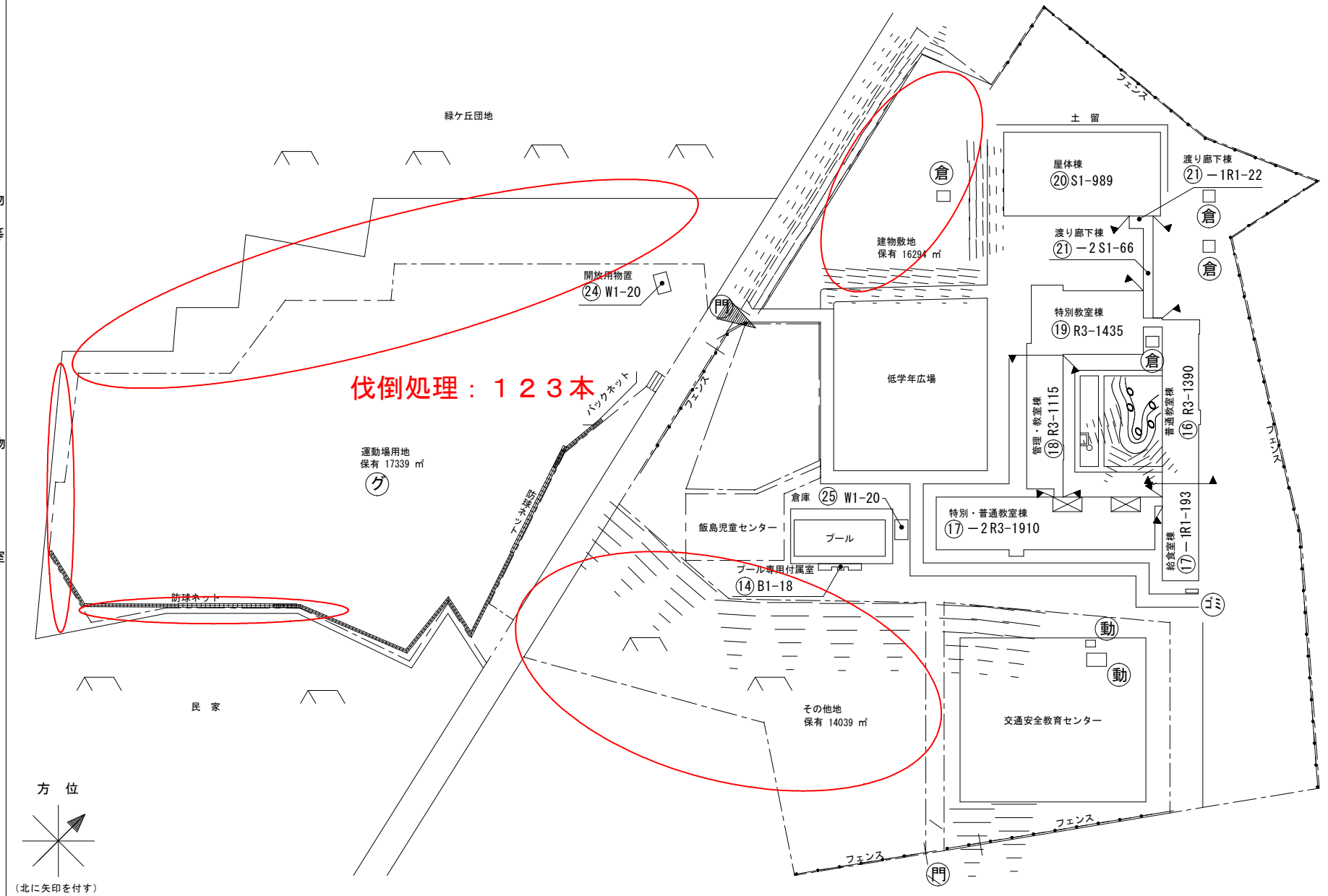
凡　　例

建　物

- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物（非木）
- 危 危険建物（木造）
- 借 借 用 建 物
- 一時 一時使用建物
- 他 当該学校以外の建物

建物以外の工作物等

- 自 自転車置場
- 倉 倉　　庫
- 吹 吹抜け渡廊下
- 温 温　　室
- 動 動物小屋
- 簡 簡易な小規模構造物
- 門 正門・通用門
- ゴミ ゴミ小屋
- P 独立受水槽ポンプ室
- E 電気機械室
- グ 屋外運動場



文　部　科　学　省